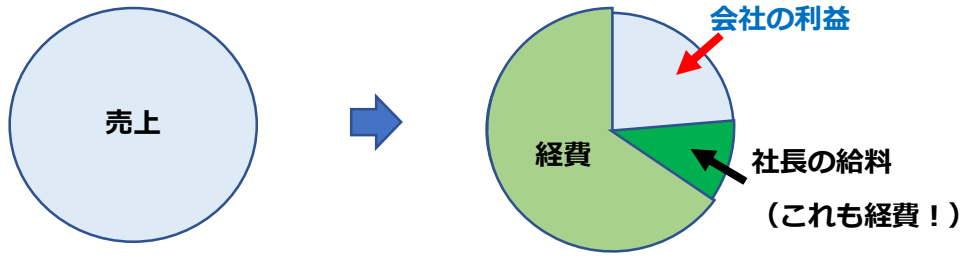


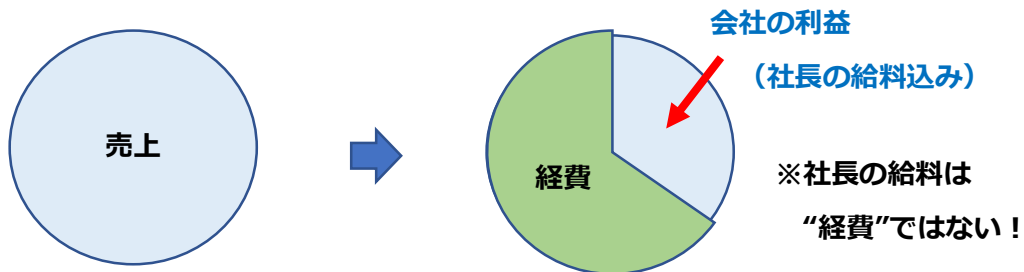
法人の場合



社長給料を年 300 万円取った後の利益が 300 万円なら？

→ 600 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 180 万円。

個人事業の場合

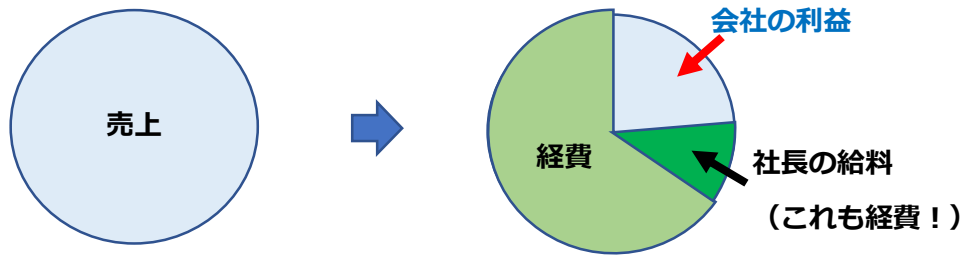


社長給料もあわせた個人事業の利益が 600 万円なら？

→ 600 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 173 万円。

※ 仮に個人事業で 600 万円の利益が出ているなら、法人化するとかえって税と社会保険料は年間で約 7 万円、損になる。（※社長の月給 25 万円という前提。）

【法人の場合】



社長給料を年 300 万円取った後の利益が 300 万円なら？

600 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 180 万円。

（180 万円の内訳；会社利益の税が約 75 万、社長給料の税が約 17 万、社保が約 44 万×2。）

↓ ↓ ↓

会社利益に対する税金（約 75 万円）の内訳は次の通り。

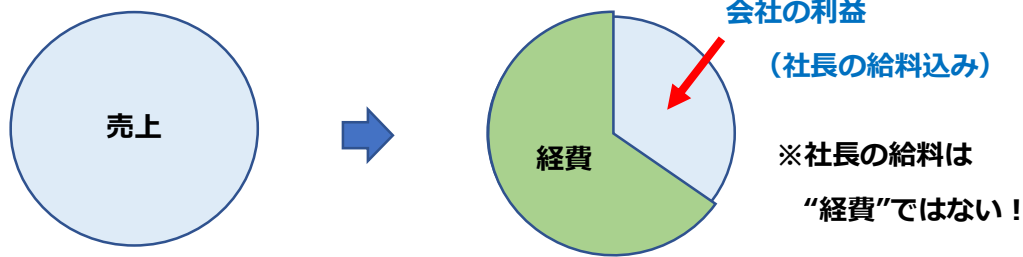
- ① 法人税 $300 \text{ 万円} \times 15\% = 450,000 \text{ 円}$
- ② 地方法人税 $\text{上記法人税の額} \times 10.3\% = 46,300 \text{ 円}$ （※100 円未満切捨）
- ③ 法人事業税 $300 \text{ 万円} \times 3.5\% = 105,000 \text{ 円}$
- ④ 特別法人事業税 $\text{上記法人事業税の額} \times 37\% = 38,800 \text{ 円}$ （※100 円未満切捨）
- ⑤ 法人県民税法人税割 $\text{上記法人税の額} \times 1\% = 4,500 \text{ 円}$
- ⑥ 法人県民税均等割 $20,000 \text{ 円} \sim 22,000 \text{ 円}$ （※都道府県により異なる）
- ⑦ 法人市民税法人税割 $\text{上記法人税の額} \times 6\% = 27,000 \text{ 円}$
- ⑧ 法人市民税均等割 $50,000 \text{ 円} \sim 60,000 \text{ 円}$ （※市町村により異なる）

社長給料に対する税金(約 17 万)、社保(約 44 万×2)の内訳は次の通り。

社長が「40 歳未満独身、社保加入。」と仮定すると所得税は

- ① 所得税 $(\text{年収 } 3,000,000 - \text{給与所得控除 } 980,000 - \text{健保\&厚生年金で約 } 440,000 - \text{基礎控除 } 480,000) \times 5\% = 55,000 \text{ 円}$
- ② 復興特別所得税 $\text{上記所得税の額} \times 2.1\% = 1,100 \text{ 円}$ （※100 円未満切捨）
- ③ 個人住民税所得割（県民税と市民税を合わせたもの）
 $(\text{年収 } 3,000,000 - \text{給与所得控除 } 980,000 - \text{健保\&厚生年金で約 } 440,000 - \text{基礎控除 } 430,000) \times 10\% - \text{調整額 } 2,500 \text{ 円} = 112,500 \text{ 円}$
- ④ 個人住民税均等割 $5,000 \text{ 円} \sim 6,000 \text{ 円}$ （※都道府県、市町村により異なる）
- ⑤ 社会保険料は会社経費と社長個人負担が約半分ずつ。よって支払額自体は約 $440,000 \text{ 円} \times 2$ 。

【個人事業の場合】



社長給料もあわせた個人事業の利益が 600 万円なら？

600 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 173 万円。

（173 万円の内訳；会社利益と社長給料への税が約 98 万、国保と年金が約 75 万。）

↓ ↓ ↓

税金（約 98 万円）、国保と年金（約 75 万円）の内訳は次の通り。

社長が「40 歳未満独身、青色申告適用。」と仮定すると

- ① 所得税 （年利益 6,000,000 – 青色申告特別控除 650,000 – 国保 & 国民年金で約 750,000 – 基礎控除 480,000） × 20% – 427,500 円 = **396,500 円**
- ② 復興特別所得税 上記所得税の額 × 2.1% = **8,300 円**（※100 円未満切捨）
- ③ 個人住民税所得割（県民税と市民税を合わせたもの）
（年利益 6,000,000 – 青色申告特別控除 650,000 – 国保 & 国民年金で約 750,000 – 基礎控除 430,000） × 10% – 調整額 2,500 円 = **414,500 円**
- ④ 個人住民税均等割 **5,000 円 ~ 6,000 円**（※都道府県、市町村により異なる）
- ⑤ 個人事業税 （年利益 6,000,000 – 事業主控除 2,900,000） × 5% = **155,000 円**
- ⑥ 国保（国民健康保険）と国民年金は事業の経費ではなく全額個人持ちなのでそのまま **750,000 円**。

※注意；試算は 2020 年 8 月時点のものですが、法人税等の税率については 2020 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度へ適用されるものを用いています。。法令改正、会社や個人の実際の状況などにより試算結果は前後しますので、上記はあくまで概算値であることを御了承下さい。